

■伊賀市地域生活支援拠点整備状況について

概要

地域の事業者に機能を分担して面的な支援を行う体制の整備を行う。地域の実情を踏まえ、緊急時の受入れ・対応について優先的に整備を行う。

【拠点事業登録】

事業所については運営規定に拠点等の機能を担うことを規定したうえで、伊賀市障がい福祉課に事業所登録申請を行う。

【利用対象者】

障害者・児サービス利用対象者と同様。ただし、伊賀市に住所を有する者に限る。

【費用】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生労働省告示第523号)に準ずる。

各機能の具体的な内容

【相談】

相談体制については、通常、これまでと同様、地域の計画相談事業所や伊賀市障がい者相談支援センターが対応を行う。緊急対応等の必要がある場合は基幹相談支援センターが中心となりコーディネートを担う。

夜間・休日については既存の市役所宿日直で受付け後、関係所属長に連絡を行い従来どおりの対応。

緊急対応については、今後、地域移行支援事業及び特定相談支援事業に障害福祉サービス等の報酬(拠点登録加算等)があるため地域事業所へ移行することも検討。

【緊急時の受入れ】

緊急時の受入れについては、原則、事前登録制とし、利用者の情報を事前に収集。登録事務については伊賀市障がい者相談支援センターが担う。

登録者は事前に体験利用等を行うことで、緊急時のリスクの軽減を図る。

受入れ先については、市及び近隣市町に短期入所及び介護短期入所事業所の共生型サービスを拠点事業所として登録をしてもらい活用する。

緊急受入れの利用日数は7日を限度とする。

【体験の機会】

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。

<登録事業所数>

R7年3月12日時点

| 登録法人 | 事業所数 | 相談 | 緊急受入 | 体験利用 | 登録日 |
|------------------|------|----|------|------|---------|
| 社会福祉法人三重県厚生事業団 | 6 | 1 | 5 | | R2.4.1 |
| 社会福祉法人伊賀市社会事業協会 | 1 | | 1 | 1 | R2.6.1 |
| 社会福祉法人維雅幸育会 | 6 | | 1 | 5 | R2.7.1 |
| 社会福祉法人伊賀昂会 | 1 | | 1 | | R3.4.1 |
| 社会福祉法人聖マツテヤ会 | 1 | | 1 | | R3.6.1 |
| 社会福祉法人維雅幸育会 | 1 | 1 | | | R4.3.1 |
| 社会福祉法人伊賀市社会事業協会 | 1 | 1 | | | R4.7.1 |
| 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会 | 1 | 1 | | | R4.9.1 |
| 社会福祉法人洗心福祉会 | 1 | 1 | | | R5.10.1 |
| 社会福祉法人名張育成会 | 1 | | 1 | 1 | R5.11.1 |
| 一般社団法人道 | 1 | | 1 | 1 | R6.8.1 |
| 社会福祉法人維雅幸育会 | 1 | | | 1 | R6.10.7 |
| 計 | 22 | 5 | 11 | 9 | |